

## <住宅改修に必要な手続き>

### 1. 事前申請

住宅改修を行おうとする前に、以下の書類を高齢者保険課介護保険係まで提出し、確認を受けてください。確認を受けずに工事を開始してしまうと、全額自己負担になりますのでご注意ください。また、改修内容に変更があった場合は、再度施工前に確認を受けてください。

《事前提出書類》

- ① 住宅改修が必要な理由書
- ② 住宅改修の支給対象となる費用の見積書  
※材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。
- ③ 住宅改修前の写真  
※日付入りの写真で、改修箇所がよくわかるものをお願いします。
- ④ 間取り図  
※改修箇所や本人の生活動線などをよくわかるようにしてください。
- ⑤ カタログ等の写し  
※金額の分かるものを添付してください。

上記の書類を提出していただき、確認終了後に、担当者からご連絡を差し上げます。

### 2. 住宅改修の施工

施工時に、事前申請の改修箇所や金額が変更になる場合は、必ず電話等で事前に報告をしてください。報告のない場合は、支給対象となりません。

### 3. 事後申請

住宅改修が完了したら、以下の書類を提出してください。

《事後提出書類》

- ① 介護保険 居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書  
※記入漏れがないか、押印はできているかを確認してください。特に、支給口座の金融機関名・口座番号・口座名義人などは、はっきりと書いてください。  
※支給する口座の名義人が、本人と異なる場合は委任状欄に署名・捺印をしてください。
- ② 領収書の原本  
※窓口では、原本を提示してください。必要な方は、こちらでコピーを取って、原本をお返します。
- ③ 住宅改修の支給対象となる費用の内訳書  
※事前申請の見積から変更があった箇所があれば、わかりやすく示してください。
- ④ 住宅改修後の写真  
※日付入りで、改修前の写真と同じ角度から撮るようにしてください。
- ⑤ 住宅所有者の承諾書  
※住宅所有者が、被保険者と異なる場合に提出してください。

## <注意事項>

- これまで、ケアプラン(居宅介護・支援サービス計画)を事前申請時に提出してもらっていましたが、介護保険で住宅改修のみを利用される方がいることなどから勘案して、ケアプランを必須書類とはしないことにしました。ケアプランを提出されない場合は、被保険者の状態や環境、要望などを理由書に集約させてください。(福祉用具購入申請の際には、今までと同様にケアプランを提出してください。)
- 当初の工事予定箇所や見積書の金額に変更がある場合には、必ず電話等で報告をしてください。事後申請のときに、工事箇所や金額を追加・変更などしていたことが初めてわかるケースが多々あったため、再度、周知徹底をお願いします。

【担当・問い合わせ先】

多度津町高齢者保険課 介護保険係 TEL33-4488